

【改正後全文】

医政発0217第16号

平成29年2月17日

医政発0330第33号

平成30年3月30日

最終改正 医政発1225第17号

令和2年12月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

地域医療連携推進法人制度について

平成27年9月28日に公布された「医療法の一部を改正する法律」(平成27年法律第74号)により医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)が改正され、地域医療連携推進法人制度について、本年4月2日(以下「施行日」という。)から施行されることとなった。

これに伴い「医療法施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第14号)及び「医療法施行規則の一部を改正する省令」(平成29年厚生労働省令第4号)が公布されたところであるが、制度の内容及び運用については下記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

記

第1 制度趣旨

(省略)

第2 制度内容

1～2 (省略)

3 地域医療連携推進法人の監督について

(1)～(2) (省略)

(3) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について(法第70条の19・則第39条の27 関係)

地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。

認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

(以下省略)